

2025 年 1 月 8 日

洋上風力における「社会的受容性」は「公正な取り組み」

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
電力ユニット 上級スペシャリスト
村上 朋子

1 年近く前、著者はこの「先読みエネルギー問題」において次の課題を提唱した。

“陸上風力事業が今日直面している、立地自治体等における反対運動といった社会的な課題は、洋上風力の明日の課題かもしれない¹。近年、陸上風力の立地地域で再々挙がっている反対意見を分析した論文によれば、風力発電の社会的受容性を左右する要因は事業者に対する不信感や計画決定過程の透明性・公平性といった「社会的要因」である”。併せて、陸上風力が直面しているこういった試練が洋上風力でまださほど指摘されていないのは単に洋上風力事業がさほど実用化していないから、とも指摘させていただいた。

それから約 1 年、洋上風力事業は更に拡大の様相を見せている。2024 年 3 月²には再エネ海域利用法に基づく海洋再生エネルギー発電設備整備促進区域（以下、促進区域）として秋田県八峰町及び能代市沖が、同 12 月³には青森県沖日本海（南側）及び山形県遊佐町沖が選定され、2023 年 1 月より営業運転中の秋田港・能代港の洋上風力発電所⁴に続く大規模プロジェクトの着工・運転開始が今後も続々と期待されている。果たしてそれはこれらの洋上風力発電が立地地域の住民等ステークホルダーにより順当かつ平和的に受容されている/今後も順当に受容され続けることを意味しているのであろうか。

風力発電の社会的受容性について要因や課題等を分析し、政策インプリケーションを提起している研究は前回の拙稿で取り上げた以外にも多数存在する。代表的なものは IEA Wind Technology Collaboration Programmes (IEA Wind TCP) の Task 28 として実施中の「風力発電プロジェクトの社会的受容性」⁵であり、2016 年から 2020 年にかけて実施された Phase III 報告書が既に NEDO により全訳されて日本語でも出ている⁶。欧米各国における様々な反対運動への対処から得られた教訓が多岐にわたり開示されており本稿では紹介しきれないが、社会的受容性のキーワードをあえて一つ挙げればやはり「公正さ」、やや詳

¹ (一財)日本エネルギー経済研究所、陸上風力の今日の試練は洋上風力の明日の試練（かもしれない）、村上朋子、2024-2-7、<<https://eneken.ieej.or.jp/data/11612.pdf>>.

² 経済産業省、「秋田県八峰町及び能代市沖」における洋上風力発電事業者の選定結果等について、2024-3-22、<<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240322002/20240322002.html>>.

³ 経済産業省、「青森県沖日本海（南側）」及び「山形県遊佐町沖」における洋上風力発電事業者の選定結果等について、2024-12-24、<<https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241224002/20241224002.html>>.

⁴ 秋田洋上風力発電（株）、事業概要、<<https://aow.co.jp/jp/project/>>.

⁵ IEA, IEA Wind TCP Task 28, Social Acceptance of Wind Energy Projects, <<https://iea-wind.org/task28/>>.

⁶ NEDO, IEA Wind TCP Task 28 (風力発電プロジェクトの社会的受容性) のフェーズ 3 における成果物の資料集 (14 編) および洋上風力発電事業実践ガイドの日本語翻訳版、2023-4-21、<https://www.nedo.go.jp/library/ZZFF_100048.html>.

細に述べれば「具体的な問題はすべて調査・対処され、影響を受けるであろう人々の承認を得ているか」となるか。例えば「公正な風力発電プロジェクトへの真摯な取り組み⁷⁾」における事例として、法的な許可限界値より低い騒音の地点においても事業者は住民への騒音の影響を把握し、適切な対処を行うことが「業界の人間として誠実であろうとする」こと、とされている。法律で定められた規制基準を満足していれば住民の意思を無視してよいわけではないことが明記されているのだ。

(洋上に限らず) 風力事業やその他環境影響のある事業の関係者は、そんなことは言われるまでもなく当たり前だと思われるかもしれない。実際、再エネ海域利用法に基づき各地で開催されている協議会の議論から分かる通り、多くの事業者は規制基準をクリアしたからなんでも許されるとは考えておらず、騒音や漁業等への影響についてステークホルダーとの対話に真摯に取り組んでいるように思われる。

一方で、洋上風力の特徴や課題を初心者にもわかりやすく紹介している資源エネルギー庁「洋上風力発電を知ろう」というサイトがある。FAQ の一つ「海に風車を作ると、漁業に支障があるのではないかな?」に、資源エネルギー庁は以下の通り答えている。

【2018 年に成立した「再エネ海域利用法」では、漁業関係者の方々を含む協議会で丁寧に協議を行い、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれる」海域を促進区域に指定して、洋上風力発電の導入を促進することとしています。⁸⁾】

すなわち、「ほかならぬ漁業関係者も(海洋学や気象学等の専門家も)含めた協議会において決めた「促進区域」なのだから、そこで漁業に支障が及ぶはずはない」と資源エネルギー庁は考えている、とも読める。現在の科学的知見に基づく保守的な基準であればそれでよしとするというのが(風力に限らず)今日の科学技術利用の在り方における一般論であるが、それでは「科学的知見に基づく基準」に納得できず、なお影響があるのではないかなという漁業者の懸念に答えたことには全くならないだろう。上記の IEA Wind TCP Task 28 における提言に従えば、漁業に支障を及ぼさないと判断されればそれで終わりではない。漁業者の懸念や不安の声に持続的に耳を傾け、懸念解消に共に取り組んでいく「業界の人間として誠実であろうとする」姿勢を国が前面に立って見せていくべきではないか。

例えば原子力産業界には「自主的安全性向上」という、業界の人間であれば DNA となっている言葉がある。規制基準を満足しているから安全性は確保されている、として慢心することのないよう自らを常に厳しく振り返る姿勢がこの言葉の基盤である。この姿勢をぜひ他業界の政策文書にも取り入れていただきたい。

お問い合わせ: report@tky.iecej.or.jp

⁷⁾ NEDO, 「公正な風力発電プロジェクトへの真摯な取り組み IEA Task タスク 28 への提言」、John Aston、<<https://www.nedo.go.jp/content/100959901.pdf>>.

⁸⁾ 経済産業省、これからの再生エネルギー／洋上風力発電を知ろう、<https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/yojo_shirou.pdf>.